

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会座長談話
～平成21年新司法試験の結果を踏まえ
各法科大学院における教育の質の改善の促進について～

平成21年9月14日
法科大学院特別委員会
座長 田中 成明

本委員会は、平成21年新司法試験の結果を踏まえ、法科大学院における今後の教育の質の改善の促進について審議を行い、これを踏まえ、座長として以下の談話をとりました。

1. 今回の結果を見ると、合格者数が減少したことは遺憾である。多くの法科大学院修了者が、法曹の道を目指して真摯な努力を傾けていると思われるが、
 - (1) 合格率が50%を超える法科大学院はわずか3校であり、相当数の法科大学院修了者が法曹の道を断念せざるをえない、
 - (2) 一部の法科大学院では、合格者がごく少数に留まる、又は修了直後の合格者がいない、といった厳しい状況となっている。
2. 既に各法科大学院においては、本委員会の報告を踏まえ、教育課程の改善や入学定員の見直し等の改善に取り組んでいるが、厳格な成績評価・修了認定の徹底などを含め、一層努力いただきたい。
3. 特に、新司法試験の合否のみで法科大学院教育の成果を測ることはできないが、法曹養成機関としての設置目的や責務を損なうような、司法試験の結果が相当に低い状態が継続している法科大学院は、ただちに大幅な入学定員の見直しを行うとともに、教育課程の共同実施・統合等の組織の在り方の抜本的な見直しの検討に速やかに着手することもあわせて強く求めたい。
4. これ以外の法科大学院についても、多くの不合格者を出している場合は、その数を減じるよう、平成22年度の入学者選抜の厳格化とともに、平成23年度の入学定員の見直しを行うことを強く求めたい。
5. 文部科学省においては、本委員会で提言した改善方策について各法科大学院に対して改めて周知を図るとともに、特に上記3. 及び4. について、本委員会に設置された第3ワーキング・グループとも連携しながら、各法科大学院に対して強く促していくことを求めたい。
6. なお、国においては、今回の結果等を踏まえ、改善の取組が十分でない法科大学院に対する様々な支援方策の在り方について検討を行うことが望まれる。
7. 本委員会としても、法科大学院の学修と司法試験の連携を一層強めるよう、関係者と協力を図っていききたい。